

ご存じですか

国民健康保険の正しい使い方

区国保年金課給付係 (☎5722-9811)

医療機関などでの診療に、国民健康保険が使えないケースがあることをご存じですか。下記の場合、国民健康保険を使用した医療費(保険者負担分)は返還していただきます。

次の場合は国民健康保険が使えません

- アルバイトを含む工作中・通勤中のけがや病気(労災保険適用)
- けんか、泥酔、飲酒・無免許運転など法令に反する行為による傷病、自傷行為など故意による傷病
- 正常妊娠・分娩、健康診断、予防接種、人間ドック、美容整形、歯列矯正など、病気やけがの治療を目的としない医療行為

交通事故などによるけがの受診は届け出が必要です



交通事故(自転車を含む)など、第三者(加害者)から被ったけがで国民健康保険を使用(※)する場合、国保年金課給付係に連絡のうえ届け出をしてください。この治療による医療費(保険者負担分)は加害者負担となるため、国民健康保険(区)が、後日加害者に請求します。
※保険が使えない診療(上記参照)は、届け出をしても国民健康保険を使えません

ひとり親家庭等医療費助成制度



区子育て支援課手当・医療係 (☎5722-9645)

ひとり親家庭などのかたが病気やけがで医療機関を受診した際の医療費(保険診療)の自己負担分の一部を、区が助成します。助成を受けるには申請が必要です。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

- 対象** 区内在住で、健康保険に加入している、次の①～⑥のいずれかの子ども(18歳の3/31まで。中度以上の障害がある場合は19歳まで)と養育しているかた
- ① 父母が離婚
 - ② 父または母が死亡・生死不明・未婚
 - ③ 父または母に重度の障害がある
 - ④ 父または母に1年以上遺棄されている
 - ⑤ 父または母が裁判所よりDV(配偶者などからの暴力)保護命令を受けている
 - ⑥ 父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ※父か母が事実上の婚姻関係にある場合を除く

※前々年の所得が制限額(右表)を超えているかたは、受給できません
※生活保護受給者や児童福祉施設などの入所者は受給できない場合があります

所得制限額(平成29年の所得)

扶養人数	請求者本人	孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円

※扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

現況届を提出してください

ひとり親家庭等医療証は、毎年1/1に更新されます。現在ひとり親家庭等医療証をお持ちのかたに、10月下旬に現況届の書類を郵送します。11/29(必着)までに、総合庁舎本館2階子育て支援課へ、郵送または持参してください。提出がない場合は、来年以降の交付ができません。

特別支援教育推進計画改定素案にご意見をお寄せください

区教育支援課特別支援教育係 (☎5722-9322)

すべての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな特別支援教育をさらに充実させるため、特別支援教育推進計画を改定します。このたび素案がまとまりましたので、ご意見をお寄せください。

取り組みの方向

- 障害のある子どもない子ども共にいきいきと学ぶ環境の整備
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- 保護者や関係機関などとの連携による支援体制の充実

提出方法

書式は問いませんが、「特別支援教育推進計画改定素案への意見」と明記のうえ、住所・氏名(団体の場合は所在地・団体名・代表者名、在勤・在学者は所在地・名称)を書いて、郵送(持参可)・FAX・Eメールで、12/2(必着)までに、総合庁舎本館5階教育支援課特別支援教育係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎3715-6951、✉sidou2019@city.meguro.tokyo.jp)へ。頂いたご意見には個別に回答しませんが、要旨を取りまとめて公表します(原文、住所、氏名などは公表しません)。

改定素案は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・5階教育支援課、地区サービス事務所(東部地区を除く)、住区センター、図書館で配布するほか、ホームページ(右コード)でご覧になれます。



特別支援教育講演会を開催します

※希望者は当日会場へ

- 日時** 11/16(土)13:30~15:30 **会場** 総合庁舎本館2階大会議室
内容 講演「これからの特別支援教育と心のバリアフリー」、特別支援教育推進計画改定素案の説明
講師 都立光明学園統括校長 田村康二朗氏
対象 中学生までの保護者ほか **定員** 120人(先着)
 ※保育希望者は、11/8までに、教育支援課特別支援教育係(☎5722-9322、障FAX3715-6951)へ電話予約

語ろう人権 家庭で地域で



スポーツの力で誰もが輝ける社会へ

東京2020大会への期待

東京で56年ぶりに開催されるオリンピックまであと9カ月、パラリンピックまではあと10カ月となりました。両競技大会への興味・関心は高まるばかりです。世界中の選手たちが、国や地域、文化、障害の有無などさまざまな違いを認め合い尊重しながら、メダルや記録を目指して、ひたむきに努力する姿に、私たちは多くの感動を覚えることでしょう。

オリンピック精神とレガシー

実は、オリンピック・パラリンピックは、人権に深い関わりを持っています。国際オリンピック委員会が定めるオリンピック憲章には、オリンピズム(オリンピック精神)の根本原則として、人権に配慮した大会であることがうたわれています。また、施設整備による利便性の向上や、他者との違いを認め合える人権意識の向上など、人々の暮らしに与える有形・無形の持続的な効果をオリンピック・レガシー(遺産)といい、オリンピック憲章では、大会のレガシーを、開催する国と都市が引き継いでいくよう奨励しています。

レガシーの一例を挙げると、ピクトグラム(絵文字)があります。ピクトグラムは、どのような言語で生活する人でも直感的に理

解できるようにするもので、1964年の東京大会で初めて導入されました。今では、公共施設などさまざまな場所で使われており、言語のバリアフリーが、レガシーとして残った好事例です。

誰もが輝ける社会を目指して

区は、平成28年にスポーツ推進計画を策定し、パラリンピックの正式種目であるボッチャや車椅子テニスなど、年齢や障害の有無等にかかわらず楽しめるスポーツイベントの開催や、外国人選手との交流事業など、スポーツの普及を通じた交流を進めています。

また、テコンドーの公式練習会場として予定されている中央体育館は、車椅子でも移動できる大型エレベーターや、広さと多機能な設備を備えた誰でもトイレ・シャワーを設置するなど、バリアフリー化を進めており、2年4月に新たに開館する予定です。

東京2020大会は、スポーツ振興はもちろん、外国人や障害があるかたなどへの理解を促進していく大きな機会となることでしょう。みんなで一緒に大会を楽しみ、大いに盛り上げながら、スポーツを通して誰もが輝ける社会の実現に向けて、大きな一歩を踏み出していきましょう。

区人権政策課 (☎5722-9214)